

# 令和6年10月から児童手当制度が一部変更になります

## 制度改正の内容

令和6年10月分（令和6年12月支給分）の児童手当から、制度の内容が下記のとおり変更となります。制度改正に伴い、世帯の状況によって手続きが必要な場合があります。

### 新たに対象となる方

- ①所得上限超過などで、現在児童手当を受給していない方
- ②中学生以下の児童を養育していないが、高校生年代の児童を養育している方

**※児童手当は申請しなければ支給されません！**



### 制度内容の比較

区分	改正前（令和6年9月分まで）			改正後（令和6年10月分から）		
支給対象	中学生 (15歳到達後の最初の年度末まで)			高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末まで)		
所得制限	あり			なし		
手当月額	児童の年齢	児童手当		児童の年齢	児童手当	
	3歳未満	15,000円		3歳未満	第1子 第2子	15,000円
	3歳から小学校修了まで	第1子 第2子	10,000円		第3子以降	30,000円
		第3子以降	15,000円	3歳から18歳 到達後の最初 の年度末まで	第1子 第2子	10,000円
	中学生		10,000円		第3子以降	30,000円
	所得「制限」限度額以上		5,000円			
	所得「上限」限度額以上		不支給			
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで ※子どもの生計費などの経済的負担が生じている場合に限る			22歳到達後の最初の年度末まで（注） ※子どもの生計費などの経済的負担が生じている場合に限る		
支給月	2月、6月、10月（年3回） ※各前月までの4か月分を支給			偶数月（年6回） ※各前月までの2か月分を支給 ※初回の支払いは令和6年12月		

（注）21歳、14歳、7歳の3人のお子様を養育している場合

→ 21歳のお子様を第1子、14歳のお子様を第2子、7歳のお子様を第3子と数えます。

支給対象児童は14歳のお子様と7歳のお子様となり、14歳のお子様は第2子の月額（1万円）、7歳のお子様は第3子以降の月額（3万円）が適用されるため、1か月分の手当は合計で4万円です。

